

# 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人石西防災研究所（以下「当法人」という。）定款33条第1項の規定に基づき、役員報酬について定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における役員とは、定款第13条に記載される理事及び監事とする。

2 この規定における役員報酬とは、当法人が常勤役員に対し、その役務の対価として支払うものをいう。

## (決定機関)

第3条 本規程の改廃は総会の決議による。

## (役員報酬の決定方法)

第4条 報酬は役員総数のうち3分の1以下の者に対して支払うことができる。

2 役員報酬は年額とし、報酬額は理事会で決定する。ただし、役員一人あたりの報酬は年額1,000万円を上限とする。

3 役員が退任、または死亡した場合には、第5条の期間を待たずに報酬を支払うことができる。

## (計算期間並びに支給日)

第5条 年額報酬の支給計算の起算日は、毎年5月1日とし、翌年4月30日に締め切る。

2 報酬は理事会で承認後、総会で報告を行い、総会終了から2週間以内に通貨で直接その全額を支払う。ただし、本人の同意が得られた場合は、本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことにより報酬を支払う。

## (控除金)

第6条 報酬からは、源泉徴収税、住民税、社会保険料等法令その他で定められている額を控除し、支払うものとする。

## (費用弁償)

第7条 役員が行った費用弁償については、別途旅費規程の中で定める。

## (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は総会で別に定める。

附則 この規程は2022年4月22日から施行する。